

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和6年12月26日(木) 午前9時58分～午前10時40分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、

オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(6番) 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 請願・陳情について
- 2 本会議の質問における資料の使用について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 請願・陳情について

委員長 まず、前回の委員会において決定した事項としては、陳情については、招集告示日の7日前を締切日とし、招集告示日の前日に議会運営委員会を開いて、受理した陳情書のうち提出者が市内在住、在勤、在学者からのものについて、本会議の議題とするか否かについて審議し、決定をする。それから本会議の議題とすることが決定された陳情書は、従来どおり招集告示日の議会運営委員会において、陳情文書表案とその写しの配付及び付託先案を決定していくという流れになります。今、御説明をさせていただいた事項が決定をしております。

本日その決定事項に基づいて、会議規則、申合せ事項及び陳情の要綱を皆さんに提示する予定でありましたけれども、よくよく見ていきますと、陳情の要綱を策定するに当たり、申合せ事項も一度しっかりと精査をする必要があること、また陳情だけではなく請願も含めた取扱要綱を作成したほうが請願、陳情を提出しようとしている方にも分かりやすいのではないかというふうに考えまして、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

申し訳ありませんけれども、要綱等については次回の委員会開催前にお示しをさせていただいて、委員会の中で要綱等の案を説明させていただきたいと思います。

それで本日は要綱等の制定に向けて、今後のスケジュールを日程調整を含め協議をいただきたいと思いますので、資料を御覧いただきたいと思います。

請願・陳情取扱要綱案及び会議規則、申合せ事項の改正案については、3月定例会の告示日前

までに委員会の中で決定をしていくという必要があります。

それから次回の委員会において要綱等の案を説明します。これ候補日が1月の15日及び17日、これを候補日とさせていただいて、各会派に持ち帰って協議して意見を出し合ってもらおうということになります。

それから実際の委員会での協議ということになりますと、2度ほど必要かなということで、1回目の候補日を2月の5日、6日、7日の辺り、2回目の候補日を2月の13日あるいは10日の日に広報・広聴委員会がありますので、その日に合わせて開くかということになります。

最終的には案の決定が、候補日2月17日告示日の前日、ここになると思います。

委員会で決定しましたら、各派、議運に諮って会議規則についての3月定例会の上程、要綱、申合せ事項については、会議規則の議決後、各派、議運でも最終決定していくという流れになります。日程調整も含めて、このスケジュールについて御意見があればお願いをいたします。

(意見なし)

委員長 中身の件は置いて、中身はまだ出していないので置いて、こういう流れでいかないと3月定例会の最終日の議決に持ってくっていうのがスケジュール的には難しいですよというお話を今させていただいております。

それではスケジュール、大枠の部分は分かっていたと思いますので、日程を先に決定をしていきたいと思いますがよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、ちょっとスケジュールを確認しながら皆さん見ていただきたいんですけども、まず1月15日、御都合の悪い方いらっしゃいますか。

(意見なし)

委員長 よろしいですか。では1月15日を次回の委員会とさせていただきます。

続いて、2月5日、6日、7日の辺りですけれども、2月5日、御都合の悪い方いらっしゃい

ますか。

(意見なし)

委員長 大丈夫ですか。では2月5日を協議の1回目の開催とします。

続いて、2月13日、ここを協議の第2回目の開催とさせていただきたいんですけども、御都合の悪い方いらっしゃいますか。

委員間で調整

委員長 それでは協議の2回目の候補日は2月13日、木曜日。

それから案の決定が告示日の前日となりますので、2月17日ということになりますので、そこに全部、議会改革特別委員会をスケジュールとして落とし込んでいただければと思います。

「17日は必須ですか。」と発声するものあり。

委員間で調整

委員長 17日は、最終決定になりますので、委員会でこの17日に決定しましたら、総括のときか福祉文教委員会の後の議会運営委員会で最終的に決定をさせていただいて、最終日に議案上程という形になって、議決をいただくと、そういう話になると思います。

「17日は入れとくと。」と発声するものあり。

委員長 17日は入れていただければ、はい。

ですから、1月15日、2月5日、2月13日、2月17日になります。

オンラインのほうの要綱に関しましても、3月を目途に進めておるといふふうに聞いておりますので、それに合わせていただいて…

「要綱。規則まではうちありますけど、要綱まで作ってという依頼はまだ来てません。」と発声するものあり。

委員間で調整

委員長 だから同じように、オンラインのほうは各派代表者会議からのオンライン会議になっていますから、各派をやって議運のほうに出していただいて、議案上程という形になるというふうに思います。

意（13） これだと議会の最終日に上げるっていうのはよろしくないと思っていて。私お聞きしたいのが、1月の候補日がとりあえず15日になっているんですけど、そこから2月がすごく空いているんですけど、これ何でなんですか。やはりここで入れていけば初日に上程できると思うんですけど、どうなんですか。

委員長 1月15日の日の前に資料としては皆さんにお示しをしますけれども、皆さんが正式にこの委員会で目にするのが1月15日になります。

そこで意見等が出た場合に、それをまた持ち帰って会派で協議をしていただくための時間として1月15日から2月5日までの間があるというふうに考えていただければいいと思います。もし2月5日の日に協議でまとまれば、2月13日の開催がないということになりますので、確実にお願いしとかなあかんのは、1月15日、2月5日、2月17日です。

2月17日のときが告示日の前日になって、案の決定をすることによって出すのが、例えば、次の日の議運に出すんでも別にいいんですけども、ここで決まって議会運営委員会でOKをもらってということに関しまして、例えば、初日に出す意味っていうのがあまりよく分かりませんけども、初日に出すのであれば、初日即決でもいいですよ。

意（13） これ各派代表者会議ではなくて、まず議会改革として個人で出席をされているので各派でその何て言うんですかね、議論をするっていうのが私はちょっと理解できないんですけど。さっきから申し上げているように15日から5日までっていうのは3週間あるんですよ、ここ何で3週間空けるのかっていうのが私は今の説明だとちょっと納得がいけないかなと思っています。なのでもう少しこの特にここ3週間空いているところを詰めていけば、初日にできるんじゃないでしょうか。私は、そちらがいいと思います。

意（3） オンラインのほうだと、やはり最終日でお願いしたいんですけど。というのは、私た

ちまだ要綱まで手をつけていない、要綱をどうするかまでは行っていないくて、要綱もまだ依頼はされておらず、というところなので。規則までは整えますけど、まだその整えるにしても…

不規則発言あり

意（３） 上程はいりませんが、やっぱり揃ってから上程して使えるようにしていったほうがいいのかと思っていますので、最終日にできたらお願いしたいと思います。どのみち条例と規則を変えていくのは、オンラインのほうも整っていかないといけないので、できたら最終日でお願いしたいです。

委員長 そこも含めていくと、これぐらいのスケジュール感でいいと。

不規則発言あり

委員長 それでは日程的な部分、よろしいですかね。

意（13） 私はやはり最終日にもう最初から上げるっていう予定でやるってことが、私ちょっと理解できないので、私は異議あります。

意（２） 先ほどの神谷直子委員の発言に対する補足というかね、させていただきたいと思うんですが。オンライン委員会のほうの会議規則の改正について、まだまだその他の議員に周知されていない部分があるということ。今回の陳情、請願に関するものについては、既に皆さんに共有している部分もあるものですから、セットで要綱のほうも考えていけることができる。ただオンライン委員会の会議規則について、皆さんに告知されていないものですから、それをやっぱり十分協議した上で要綱を作っていかなきゃいけないので、それなりの時間を要するんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかに意見ございますか。

（意見なし）

委員長 最終日に上程するかどうするかっていうのは、ここで決める話じゃありませんので。

実際、議会運営委員会で決定をしていく話になりますので、議会改革特別委員会のスケジュー

ルとしてはこのスケジュールで行かせていただきたいんですが、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

「私は、反対します。」と発声するものあり。

委員長 では、採決採りますか。スケジュールの件だけです。最終日に上程とか何かの件は関係ないですからね。議会改革特別委員会のスケジュールの件で、スケジュールですから合わせられないっていうと困りますけど、決定したらそれに合わせていただけるという前提でやらせていただきます。

次回以降の議会改革特別委員会の開催日、1月15日水曜日、2月5日水曜日、2月13日木曜日、2月17日月曜日、この4日間をスケジュールとして落とし込んでいきたいと思いますが、これに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

委員長 挙手多数ですので、このようなスケジュールで進めていきたいと思います。

2 本会議の質問における資料の使用について

委員長 前回、実際に資料を投影するデモを行いましたけれども、傍聴者、視聴者に対しての資料の見せ方について、一旦、各会派で持ち帰り検討することとなっております。

つきましては事前に各会派の御意見を伺ったところ、資料のとおり回答いただきましたので、まずもってお礼を申し上げておきます。ありがとうございました。皆様の御意見をまとめたものは事前に配付させていただいておりますので、御覧をいただいていると思います。

それでは、初めに傍聴者への資料の見せ方について協議をお願いいたします。御提出いただいた意見について、補足説明または他の会派の御意見に対して質問等がありましたらお願いをいたします。

(意見なし)

委員長 それでは、協議の論点としては傍聴者への資料配付がないという方、資料配付し、その後回収をするという方、この二通りがありますけれども、これにつきまして御意見等ございましたら。

意（２） 市政クラブといたしましては、資料配付について記載のとおりであります。傍聴者、回収に関してすんなり回収できる可能性も、少しトラブルが生じる可能性もあるということで、実際には資料配付については行わないということで記載させていただいております。

意（１３） すいません、私は前回と一緒に資料配付するけど、別に配付までしなくてよくて、いわゆる入口の受付で取りたい人は取っていただく回収はなしです。前回と同じです、お願いします。

委員長 とりあえず御意見のほうをいただいておりますので。要は、配付するというほうだという理解でよろしいですか。

意（１３） 配付で結構です。

委員長 ほかに意見のある方いらっしゃいますか。

意（３） 市政クラブの考え方は、議会事務局員の事務局職員の負担を増さないっていうことを一番に考えていて、その資料を配付すると何人傍聴者の方が来るか分からないし、何部資料を用意すればいいかも分からないので、資料を配付しないということにしてあって、資料配付するとやっぱりそれなりの紙の無駄だとか印刷しなきゃいけないとかっていうことがあるので、配付するのには反対をしています。

委員長 ほかに御意見ありますか。

（意見なし）

委員長 あとは、配付は共産党さんですね。柴口委員、何かほかに御意見がありましたら。

意（１２） 操作する人がプロジェクターですと必要なもんですから、できるだけ手間を省くためにプロジェクターは使わない。ただ紙の資料、確かに回収のところが問題なのかなと思うんですけど…

「回収しなくていい。」と発声するものあり。

意（12） 配付して回収するのであれば、回収のところで、…

「回収し…」と発声するものあり。

意（12） 帰られるのか、ちょっと一旦出られて戻られるのか、そこが分からないので、そのあたりどうするかってのは考えないといけないのかと思うんですけど。

ただ配付することに関しては、したほうがいいのかと思っています。

委員長 ちょっとすいません。私から配付する方にちょっとお尋ねしたいことがあるんですけど。

委員長としてもっと前に確認をしとかなきゃいけなかったと思うんですが、あくまでこれ一般質問を想定しての話ですよ。一般質問を想定したっていう話であると、配付するのは議員個人の資料ですよ、という意味で捉えてよろしかったですか。

（返答なし）

委員長 ほかに意見ございますか。

（意見なし）

委員長 それでは、ここでちょっと決めちゃうと、後で帳尻が合わなくなるところが出てきますので。

実はその傍聴者の方へどうやって見せるかっていう話と、これ視聴者の方へどうやって見せるかという話を、ここで私分けて今日やっていこうと思っていたんですよ、思っていたんですけど、傍聴者の方には配付しますということになると、視聴者の方にはどうしますって話が全く変わってくると思うんですよ。やはり合わせて話をしていかないといけないということを今ふと思いましたので、ちょっとここで採決みたいな形で採るよりは、視聴者の方々に対してどういう扱いにしていくかというところをちょっと御意見をいただいとおいたほうがいいのかというふうに思いますので。

御意見はいただいておりますからざっと見ると、やっぱり人員が余分にかかるだとか、議員個

人の方のために事務局員が操作をするというのはそれちょっとどうなのかというような意見だとか、それから、果たしてそれが分かりやすい操作にきちんと事務局がついてやれるのかというような話も出てくると思うんですよ、ズームのタイミングだとか、そういったのも全部含めて考えていくとですね。そのような意見があったのと、それから資料は使ってもうそのまま映しっぱなしでいいですよと、もうこれ指さしであろうが何であろうがやりますからいいですよという方もみえます。ですから、ここら辺のところも含めて考えていくと、その資料自体を視聴者の方々は、これ遠目に見ているぐらいのイメージになってしまうのかなということを思うんですけども。

そうすると傍聴の方と視聴者の方とはちょっと変わってきますよね、見え方が。そこも含めてちょっと御意見をいただけたらと思うんですけども。

意（３） 傍聴者に資料を配るとなると、という話はさっきしましたが、視聴者にも傍聴者にも分かりやすく説明するっていうのが多分一番大事なことで、その資料は補足となるわけですよ。議事録にも残さないこととなると、やっぱり、傍聴者に分かるように、視聴者には視聴者に分かるように、議事録でも分かるようにと考えると、資料は本当に配付をしないほうがいいし、資料を作ったにしてもそれを言葉できちんと説明するっていうのが一番大事だと思うので。自分の一般質問ですけど、それなりに分かりやすく理解できるように質問をしていくっていうことが一番大事だと思います。

委員長 すいません、ちょっと委員長の采配が悪くて申し訳ないんですけど、先にこちらから話を決めていくようにしたいと思います。

カメラ操作をどうするか、これを決定することによって視聴者の方々には資料としての見え方が変わってくるものですから。カメラ操作っていうのが今視聴者の見せ方のところでカメラ操作のところでいうと、要は資機材が不十分であるということと事務局の負担が増えるというところ、それからこれが議員個人の一般質問ということは議員個人の議会での活動になりますので、そこに事務局としてお手伝いするという姿がいいのかというような御意見もあったと思いますけども。これで考えた場合に、カメラ操作ってのは従来どおり、要はしゃべるときに映す、当局が答弁するときには当局のほうに映し替えるというような形で、プロジェクターのように「次お願いします。」みたいな感じで資料をズームで映していくとかそういうことはしないということと、それをやってもらうということと、これを決めていただくことによって次が決まると思いますので。このところで御意見ございますか。

(意見なし)

委員長 資機材に対してはもう到底今回は予算要望もしていませんし、これ以上のものは今ないという前提で御判断をいただきたいと思いますけれども、御意見ございますでしょうか。

意(13) 今委員長がおっしゃったような形で、タブレットをズームとかしらないよっていうやり方っていうのをやめましょうということになった場合は、従来のやり方でっていうことですよね。だから従来、例えば、資料を見せたい人は自由にこうやって見せて、それはズームとかはしないけどっていうことのやり方ってことですな。

委員長 そうです。

意(13) そういうことですな。はい、ありがとうございます。

委員長 御自身がしゃべるときは当然映っていますから、そのときにここに資料を出すっていうことに対しては、これは今でも許可をしております。議長が持ち込んでいいっていうものに関しましてはね。ただどこにズームアップしませんよという話です。それをズームアップまでやりますかどうしますかということをご自分で決めていただければ。そうすればその後の話で、視聴者は完全にそういうズームで見られる場面はなくなるということになりますので。

それを踏まえて傍聴者のほうをどうしますかというふうな伺い方のほうがいいのかなどという事で、今その資料の見せ方の部分、要はズームアップのほうをどうするかということを決めていただければというふうに思います。

それではとりあえず採決でよろしいですか。

(意見なし)

委員長 それでは、一般質問等における持ち込んだ資料に対しましてズームをするということに対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

委員長 少数です。それではズームをしないということに、決定をさせていただきます。

そうしますと、視聴者への見せ方について、に関しましては、現行どおりの議員の皆さんが全体的に映るレベルの中で映っているということで、そこに収まる範疇の資料に関しては、そこでお使いになることは議長が許可をしたものに関しては今のところオーケーという話になりますので、ここまでは決定としてさせていただきますね。

それを踏まえて傍聴者へはどうするかというところですけども。傍聴者のほうの御意見、変わるようなことがあれば御意見をいただきますけどもよろしいですか。

(意見なし)

委員長 それでは傍聴者のほうのここの論点は、資料配付をすると資料配付をしないというこの2つになりますので。それでは回収はともかく、とりあえず置いといて。

資料を配付してもいいか悪いかというところで御判断をいただければと思いますけど、よろしいですかね。

(意見なし)

委員長 それでは、傍聴者への資料配付はなしということで、賛成をする方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

委員長 はい、ありがとうございます。

賛成多数で傍聴者への資料配付はなしということで、決定をさせていただきます。

それでは、ちょっと整理をさせていただきますけども。

資料の規格等はその後また進めていきますけれども、基本的にこの議会改革特別委員会の中で進めてきた話は、やはり分かりやすい議論にするために資料とか何かはあったほうがいいんだろということから始まったものであります。その中で我々議員側と、議員側ってのは一般質問で言うのであれば、一般質問する議員だけではなくってほかの議員さん、それから当然答弁をする執行部の方々、その方々にはタブレットで資料は共有するよということは、決定をさせていただき

ました。これをする事によって、より今までよりも分かりやすい議論ができるだろうと。それをする事によって、会議録やそれから今決定していただいたように傍聴の方、あるいは視聴者の方々に対してもより分かりやすい議論にする努力を、当然それ以上に積み上げていくということが必要になってくると思います。それが大事な事だと思います。

それからもう一つ、資料っていうのはこういうものばかりじゃないんですよね。

例えば、「こういうものがあります。」っていう出し方もいいわけですよ。前に何とかバッチがね、どこどこの町ではこういうバッチを作ってこういうPRしていますよっていうのに、そのバッチを出すとかね。これもやっぱり同じように資料と同じものだと思うんですよね。ですからそういうことに関して、それは例えば傍聴の方は分かりますよね、見れば。その辺のところも上手に使い分けてやっていただければうまくいくのかなという気はいたしますけれども。

とにかく傍聴の方には資料なし、それから残念ながら資機材の問題と事務局の手間というかそこを考えるとなかなかズームもできないのでそのままの放映の仕方で行っていく、ということまでが決定をされました。

それを踏まえて、今度は持込み資料の規格的なものを考えていかなければならないと思います。あまりに巨大なものを持ってこられてもやっぱりそれは問題があると思いますし、基本的には議長が判断をすればいいのかなとは思いますが、その判断基準が曖昧というような話も一部出たこともありますので、規格に関しましては、しっかりとある程度作っていきたいというふうに思います。

それでは、ここまでの部分で決定をしたことです。今の段階では従来どおり議長判断で資料の使用許可をすると、資料を使用する場合、議員及び執行部職員のタブレットに資料を配付し、共有をする、傍聴者への特別な配慮はしない、会議録へは資料を掲載しない、ということになりますので。

その後が、申合せ事項への記載ということになります。または、要綱の策定ということになりますけれども。前回の委員会において、資料の使用について決定したことを踏まえて改めてお聞きしますけれども、申合せ事項に明記する、あるいは要綱等をしっかり取り決めというものを作ったほうがいいということについて、御意見をいただきたいと思いますが。

意（13） 申合せ事項に明記していただければいいかと思います。

委員長 ほかにあります。

意（2） 市政クラブといたしましても、住民が絡んでくるような申請したり、絡んでくること

ではないので、議員個人の部分も議会に関することありますので、申合せでいいかと思います。
委員長 それでは、申合せ事項への記載ということによろしいですかね。

(意見なし)

委員長 そのように決定をさせていただきます。

今のこの世の中ですので、こういったものをここでお示しすることが、分かりやすい質疑になって質問になって、分かりやすい答弁になるのかっていうのは、本当に計り知れない可能性があります。予算に関しましても、限られた予算の中でどれだけ我々議員が市民の方々の思いを一般質問等に添えて行っていくのに、分かりやすく、あるいは見やすく、聞きやすくなるのかっていうことは、日々進化していくんだろうなという気がいたしますけれども。基本的には、言論の府と言われる議会、この精神は多分変わることはないというふうに思いますので、ぜひ、せっかくですので、資料の共有化をできるということであれば、それをどんどん使っていて、より良い議会になるよう、やっぱり議会改革で時間かけて話ただけあるなというような議会にしていくようお願いをさせていただきます。

では、資料の持込みに関しましては、申合せ事項で。これは申合せ事項ですので各派会議と議運で決定をすると思いますので、各派のほうに事務局、議長案で出していただいて、それからそれを決定をしていくという流れになるというふうに思います。

それから、次回の協議内容については先ほど言ったように、請願、陳情について要綱等の案についての説明をさせていただきます。お集まりになる前には、皆様方のほうに御案内とともに、その案を先にお示しをさせていただきますので、ここまで必要ではないというような返答をいただいたりだとか、あるいはこれが抜けてるんじゃないかというような返答をいただいたりだとか、そういうものを次回の委員会の前に出していただくということになりますので、よろしくお願いをいたします。

次回は1月15日ですね。

それでは、ほかよろしいでしょうか、何かこれが抜けているとかありますか、よろしいですか。

(意見なし)

委員長 それでは本日の協議事項については終了とさせていただきます。

ここで、広報・広聴委員長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

報（広報・広聴委員長） 広報・広聴委員会より報告させていただきます。

議会報告会の開催につきまして、各委員また会派の方から意見を 11 月 25 日までに提出していただきました。ありがとうございました。

その結果、多くの方が開催見合わせという御意見でしたので、12 月 6 日、前回の広報・広聴委員会で、議会報告会は開催しないということにさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。

それでは次回の日程は、来年 1 月 15 日水曜日の午前 10 時であります。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 40 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長